

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年9月4日 06時20分頃
発生場所	茨城県北茨城市大津漁港南南東方沖 大津岬灯台から真方位180° 3.3海里付近 (概位 北緯36°46.5′ 東経140°48.2′)
事故の概要	漁船日吉丸は、東進中、また、漁船平勝丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年9月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 日吉丸、4.9トン IG3-6355（漁船登録番号）、個人所有 第210-39151号（船舶検査済票の番号） B 漁船 平勝丸、4.9トン IG3-6413（漁船登録番号）、個人所有 第231-10838号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定 B 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に割損等、船首部ハンドレールに曲損 B 船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波向 南南東、波高 約1.0m 日出時刻：05時10分頃
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、しらすひき網漁の目的で、大津漁港南方沖の漁場で操業を行っていた。 船長Aは、魚群探知機を作動させ、約5～6ノットの対地速力で手動操舵によってA船を南南西進させていたところ、左舷船首方に東方に向けてえい網中の僚船（以下「僚船A」という。）を視認した。このため、僚船Aの北側で魚群を探索するつもりで、A船を左転させた。 船長Aは、左転する際、東側に僚船A以外の船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思った。 船長Aは、A船の船首を東方に向けて、右舷方となった僚船Aから離れていることを時折確認し、魚群探知機の画面に意識を向けて針路及び速力を保持していた。 船長Aは、魚群探知機で見つけた魚影を回り込むつもりで左舵を

	<p>取ったところ、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船及びB船の乗組員に怪我がないこと及びA船の損傷状況を確認し、無線で所属の漁業協同組合担当者に本事故の発生と被害状況等を連絡した。</p> <p>船長Aは、その後も操業を続けた後、A船を大津漁港に帰航させた。</p> <p>船長Aは、視界が良かったので、レーダー画面を見ていなかった。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、しらすひき網漁の目的で、大津漁港南方沖の漁場で操業を行っていた。</p> <p>船長Bは、投網作業を開始する際、周囲に西側の僚船A以外の船舶を見掛けなかったため、後部甲板にいる乗組員に指示して引き綱等を投入させ、魚群を回り込むつもりでB船を反時計回りで一周させた。</p> <p>船長Bは、B船の船首を北に向けて、主機を停めて漂泊させ、移動した後部甲板で乗組員と共に最初に投入した引き綱等の引揚げに意識を向けて作業を行っていた。この間、ふだんどおり接近する船舶が操業中のB船を避けると思っていたところ、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、乗組員に怪我がないこと及びB船の損傷状況を確認し、操業をやめて大津漁港に帰航した後、所属の漁業協同組合を經由して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東進中、船長Aが、魚群探知機の画面に意識を向けて、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、魚群を回り込むつもりで左舵を取ったところ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船を南南西進させて左転させる際、東側に僚船A以外の船舶を見掛けず、前路に航行の支障となる船舶はいないと思ったことから、魚群探知機の画面に意識を向けてB船を見落とし、左舵を取ってA船を東進させたものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北に向けて漂泊中、船長Bが、引き綱等を引き揚げる作業に意識を向けて、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、投網作業を開始する際、周囲に西側の僚船A以外の船舶を見掛けなかったこと、また、ふだんどおり接近する船舶が操業中のB船を避けると思っていたことから、A船を見落とし、ブイ及び片方の引き綱を引き揚げる作業に意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が東進中、B船が漂泊中、船長Aが、魚群探知機の画面に意識を向けて、適切な見張りを行っていなかったため、また、船長Bが、引き綱等を引き揚げる作業に意識を向けて、周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・漁船の船長は、航行中、魚群の探索に集中し過ぎることなく、周囲の見張りを常時適切に行うこと。
- ・漁船の船長は、操業中であっても、周囲の見張りを常時適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

